

確保維持改善計画の変更と協議会の開催について

地域間幹線系統にかかる確保維持改善計画の策定後に、運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更等が生じた場合は、地域公共交通確保維持改善事業実施要領 2（1）④イに基づき、協議会の議論を経たものとして取り扱うことといたします。

<地域公共交通確保維持改善事業実施要領（抄）>

④協議会について

ア．既存の協議の場の活用について

地域間幹線系統に係る確保維持改善計画に関する議論を行う場合であって、地域住民の生活交通のあり方、確保策に関する協議の場として、既に道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 2 号に基づく地域協議会が設置されているときは、原則としてこれを活用して行うものとする。

また、地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下「地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画」という。）に関する議論を行う場合であって、地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に関する協議又は地域の公共交通の活性化や住民の移動手段の確保等、地域公共交通のあらゆる課題にとって最適な公共交通のあり方の協議の場として、既に道路運送法施行規則第 9 条の 2 に基づく地域公共交通会議が設置されているときは、原則としてこれを活用して行うものとする。

イ．確保維持改善計画の変更と協議会の開催について

地域間幹線系統に係る確保維持改善計画又は地域内フィーダー系統に係る確保維持改善計画（以下「陸上交通確保維持改善計画」という。）の策定後に鉄道のダイヤ改正や学校の登校時間・登校日の変更への対応、沿線の集客施設の新設・廃止への対応等による運行回数・運行日の変更や運行経路の一部変更が生じることが見込まれる場合は、予め協議会において事前に包括的な合意が得られていることを前提に、次のいずれをも満たす軽微な変更に関し、変更の都度、協議会を開催しなくても交付要綱第 9 条第 1 項（第 18 条の規定により準用する場合を含む。）の協議会の議論を経たものとして取り扱う。

- ・各補助対象系統の 1 日当たり計画運行回数の 10%以内又は 1 回以内の増減
- ・各補助対象系統の計画運行日数の 10%以内の増減
- ・各補助対象系統のキロ程（デマンド型にあってはサービス提供時間）の 10%以内の増減
- ・地域間幹線系統補助対象事業者に係る計画額の総額の 10%以内の増減

ただし、当該変更後の確保維持改善計画については、協議会構成員において情報共有されることが必要である。

<地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（抄）>

（生活交通確保維持改善計画の変更）

第 9 条 都道府県協議会等は、前条の事業内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。